

## 第1章 総則

第1条（名称） 本会は戸田団地自治会という。

第2条（事務所） 本会の事務所は戸田団地におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条（目的） 本会は戸田団地並びに笹目通り団地・県営住宅・市営住宅に居住する人々の相互協力により団地内外の親睦融和を図り、生活環境の向上及び福祉の増進を目的とする。

第4条（事業） 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 生活条件の改善向上に関する事。
2. 衛生に関する事。
3. 防災に関する事。
4. 防犯に関する事。
5. 福利厚生に関する事。
6. 教育、文化に関する事。
7. その他、本会の目的達成に必要と認められる事。

## 第3章 会員

第5条（資格） 会員は戸田団地並びに笹目通り団地・県営住宅・市営住宅の居住者とし、1世帯を単位として構成する。

第6条（義務・権利） 会員は本会の運営に協力する義務を負う。

2. 会員はすべて本会に対し平等の受益権を持つ。
2. 会員は役員に選任され、また役員を推薦・選任し、意見を発表し、かつ議決に参加することができる。
3. 会員は必要に応じて、会計及び証拠の書類並びに各会議の記録を閲覧することができる。

## 第4章 役員

第7条（役員）

本会に次の役員をおく。

- |      |   |   |    |
|------|---|---|----|
| 1. 会 |   | 長 | 1名 |
| 2. 副 | 会 | 長 | 3名 |
| 3. 総 |   | 務 | 1名 |
| 4. 会 |   | 計 | 2名 |

## 総会付議事項

5. 衛生自治会長 1名
6. 防 災 1名
7. 防 犯 防犯隊長を含め若干名
8. 社会福祉協議会支部長 1名
9. 会 計 監 査 2名

ただし会計監査は他の役員を兼ねることができない。

第8条（選任） 会計監査以外の役員は立候補又は推薦により総会で選任する。会計監査は総会において選任する。

第9条（職務） 役員の職務は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 総務は全体の事務を処理する。
4. 会計は会計業務を処理する。
5. 衛生自治会長は衛生事業を処理する。
6. 防災は防災事業を処理する。
7. 防犯は防犯事業を処理する。
8. 社会福祉協議会支部長は福祉事業を処理する。
9. 会計監査は会計を監査する。

第10条（任期） 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2. 役員に変更が生じた場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 機 関

第11条（機関の名称） 本会に次の機関をおく。

1. 総 会
2. 役 員 会
3. 衛生自治会
4. 自主防災会(以下「防災会」という)

第12条（総会の構成） 総会は全会員をもって構成する。

第13条（総会の種類） 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第14条（総会の開催） 定期総会は毎年4月に会長がこれを招集しなければならない。臨時総会は、運営委員会又は会員の4分の1以上の要求があったとき、会長はこれを開催しなければならない。

第15条（総会の招集及び付議事項の審議） 総会を招集するに当たっては、会員にあらかじめ会議の目的、内容及び日時を通知しなければならない。

2. 総会は次の付議事項を議決する。

- a. 事業報告の承認
- b. 事業方針の決定
- c. 会則(規約)の改廃
- d. 役員を選任
- e. 予算の決定及び決算の承認
- f. 他団体への加盟及び脱退
- g. 自治会の解散
- h. その他必要事項

第16条（総会の議決方法等） 総会の議事は会員の3分の1以上が出席し(委任状を含む)出席会員の過半数の同意をもって可決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 総会の議長は総会で選出する。

第17条（議事録） 総会の議事については、議長は書記2名を選任し、その経過を記載した議事録を作成、署名捺印するものとする。

第18条（役員会の構成） 役員会は第7条に定める役員をもって構成する。

第19条（役員会の開催） 役員会は定例会を奇数月及び4月に、臨時会を必要に応じ開催する。

第20条（役員会の議決事項） 役員会は次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会において議決した事項の執行に関する事項
3. 緊急事項の審議処理。ただし本件については、次回の総会に報告し承認を求めなければならない。
4. その他、総会の議決を要しない、会務の執行に関する事項

第21条（役員会の議決方法等） 役員会の議決は構成員の過半数が出席し、その過半数で可決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 役員会の議長は会長がこれに当たる。

第22条（衛生自治会の業務） 衛生自治会は関係諸団体と協力し、資源回収、環境美化及び530運動のため適切と認める事業を行う。

## 総会付議事項

第23条（衛生自治会の役員） 衛生自治会に衛生自治会長をおく。

第24条（防災会の目的） 防災会は、隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害及びその他の災害(以下「地震など」という)による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

第25条（防災会の事業） 本会は次の事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及
2. 地震などに対する予防
3. 地震などの発生時における情報収集・伝達・避難訓練・初期消火などの応急対策
4. 前項に関する訓練
5. 資機材などの整備
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第26条（防災会の役員） 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 若干名

部 長 5名(担当:総務情報、消火、救出救護、避難誘導、給食給水)

2. 会長は自治会長、副会長は自治会副会長が兼ねる。
3. 役員の任期は年とする。ただし、いずれも再任は妨げない。

第27条（防災会役員の職務） 役員は別に定める防災計画に基づく職務を行う。

第28条（防災会の役員会） 役員会は会長が認めた時、又は役員の3分の1以上の要請があったときに随時に開催できる。

2. 会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。
3. 審議事項:第25条に関する事項

## 第6章 会 計

第29条（会の経費） 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第30条（会費） 本会の会費は1世帯を単位として月額200円とする。会費の一括納入は半年分及び1年分を可とする。

第31条（入退会時の会費） 会員が入(退)会するときは、当月分の会費を納入(返金)する。

第32条（会計年度） 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 総会付議事項

第33条（会計監査） 会計監査は1会計年度中に1回以上行うものとする。ただし会計に移動があったとき、及びその他特に必要と認められたときは、ただちにこれを行う。

第34条（会計監査の報告） 会計監査は監査の結果を総会に報告しなければならない。

第35条（会計決算報告書） 会計決算報告書は総会に提出し、承認を得なければならない。

第36条（会資金の保管） 会の資金の保管については、予定当用金以外は確実な金融機関に預託し、かつ貸金庫に預けるなど安全を図るものとする。

## 第7章 雑則

第37条（帳簿及び保存期間） 会計及び資産を明らかにするため、次の帳簿を備付け、保存しなければならない。

現金出納帳	10年
会費徴収元帳	10年
証憑書類綴	10年
備品台帳	永久

第38条（委任） 本会則の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

## 附則

本会則は、平成29年6月15日から施行する。